



ベイビュー・アセット・マネジメントがシェアリングテクノロジー<3989>株式の大量保有報告書を提出



東証マザーズのシェアリングテクノロジー<3989>について、ベイビュー・アセット・マネジメントが10月7日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「「投資信託委託契約」に基づく純投資」によるもの。

報告書によると、ベイビュー・アセット・マネジメントのシェアリングテクノロジー株式保有比率は、5.25%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2020年9月30日。